

平成27年度佐賀県親林交流指導員（森の案内人）募集要領

1 趣旨

公益財団法人さが緑の基金（以下「基金」という。）は、県民協働による森林・緑づくり活動を推進するため、県内で開催される森林づくり活動及び森林環境教育、地域緑化等において、森林・林業や緑化に関する知識の普及啓発及び技術や技能を実践指導できる方、「佐賀県親林交流指導員（通称「森の案内人）」」（以下「指導員」という。）を募集します。

2 活動内容

指導員には、次の活動を行っていただくこととしています。なお、基金は森林づくり活動及び森林環境教育、地域緑化等の情報提供や講師斡旋を行い、指導員の活動を助長します。

- (1) 県内小・中学校が行う緑化行事や森林教室等における指導
- (2) 緑の少年団の活動における指導
- (3) 提案公募型緑づくり活動支援事業における指導
- (4) 県民参加の森林づくり事業における指導
- (5) 県開催（委託）の森林・緑づくり活動事業における指導
- (6) 企業、森林ボランティア団体等が行う森林・緑づくり活動における指導
- (7) その他、基金が必要と認める緑化行事等における指導

3 専門分野

指導員の専門分野は、次のとおりです。

- (1) 森林づくり活動
 - ア 植樹活動（樹種選定、植栽、下刈）
 - イ 枝打ち
 - ウ 切捨間伐
 - エ 搬出間伐
 - オ 竹林伐採 等
- (2) 森林環境教育
 - ア 森林のしくみの解説
 - イ 木工教室
 - ウ きのこ栽培教室
 - エ 炭焼き教室
 - オ 野外ゲーム
 - カ 自然素材工芸教室（ネイチャークラフト）
 - キ バードウォッチング（野鳥観察）
 - ク 樹木・野草観察
 - ケ 昆虫観察
 - コ きのこ・山菜採り
 - サ キャンピング 等
- (3) 環境緑化
 - ア 樹木の手入れ
 - イ 草花の手入れ 等

4 要件

指導員の要件は、次の各号のすべてを満たすこととします。なお、指導員は、職業としての資格ではありません。

- (1) 年齢が満20歳以上の者
- (2) 佐賀県内で指導員として活動ができる者
- (3) 3に掲げる各号の専門分野のうち、1つ以上の専門知識等を有する者

5 選定方法

選定の方法は次のとおりです。

(1) 書類選考

書類選考は、活動経歴等を確認し、適否を判断します。

(2) 適正審査

適正審査は、書類選考で適当と認められた者について面接方式で実施し、適性審査委員会において、適否を判断します。

ただし、以下の者は上記の選考、審査を免除します。

- ① 森林・林業に関する国家資格（技術士、林業普及指導員等）若しくは、国家資格相当の資格（森林インストラクター、樹木医等）を有する者であって、指導員として活動する意思がある者。
- ② 過去に指導員の認定を受けており、その認定期間を平成27年3月31日までに満了する者であって、指導員として活動する意思がある者。

6 認定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5カ年）とします。

7 応募方法

(1) 提出書類

佐賀県親林交流指導員認定申請書（活動経歴書）

(2) 募集期間

平成27年2月2日（月）から2月20日（金）まで（必着）

(3) 応募先等

- ① 別紙の佐賀県親林交流指導員認定申請書に必要事項を記載し、郵便又は持参により、基金（佐賀県庁 新行政棟7階 森林整備課内）に提出してください。なお、5選定方法(2)適性審査が免除される者に該当する場合は、申請書提出時に証明写真1枚（3.0 cm×2.5 cm、カラー、裏面に氏名を御記入のこと）も提出してください。また、提出していただいた書類はお返ししません。
- ② 応募用紙は、基金でお受け取りいただけます。また、基金のホームページからもダウンロードできます。

8 提出先・問合せ先

公益財団法人さが緑の基金

住所：〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59（佐賀県庁 森林整備課内）

TEL：0952-25-7136 FAX：0952-25-7312

E-mail：midori-jimukyoku001@beach.ocn.ne.jp

URL：http://wwwsagamidorinokikin.ne.jp

(参考)

1 「佐賀県親林交流指導員」の応募資格及び制度のあらまし

